

愛媛大学産学協働講座及び産学協働部門規程

〔 令和 5年 2月 15日  
規 則 第 3 6 号 〕

(趣旨)

第1条 愛媛大学(以下「本学」という。)における産学協働講座及び産学協働部門(以下「産学協働講座等」という。)の実施については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 産学協働講座等は、本学と民間等外部の機関(以下「外部機関」という。)が協働して行う教育研究のため、外部機関から本学に受け入れる経費を活用して設置及び運営し、もって当該教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産学協働講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、外部機関からの共同研究費により教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (2) 産学協働部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、外部機関からの共同研究費により研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (3) 部局 学部、研究科、学環、医学部附属病院、機構、産学連携推進センター、知的財産センター、地域専門人材育成・リカレント教育支援センター、防災情報研究センター、南予水産研究センター、植物工場研究センター、紙産業イノベーションセンター、食品健康機能研究センター、地域協働センター西条、地域協働センター南予、地域協働センター中予、地域共創研究センター、四国遍路・世界の巡礼研究センター、俳句・書文化研究センター、沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、プロテオサイエンスセンター、アジア古代産業考古学研究センター、宇宙進化研究センター、学術支援センター、総合情報メディアセンター、ミュージアム、総合健康センター及びデータサイエンスセンターをいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第4条 産学協働講座等には、研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 産学協働講座等の名称について、外部機関から申出があったときは、外部機関が明らかとなるような字句を付加することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、産学協働講座等の設置に係る申込みがあった場合において、当該産学協働講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、当該部局の教授会又はそれに代わる機関(機構に属する部局にあっては、加えて当該機構の教授会に代わる機関)の議を経て、その設置を学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 産学協働講座等設置申込書(別紙様式第1号)
- (2) 産学協働講座等の概要(別紙様式第2号)

(3) 担当教員の履歴書（別紙様式第3号）及び就任承諾書（別紙様式第4号）

（設置の決定）

第6条 学長は、前条の申請があったときは、産学協働講座等の設置を決定することができる。

（設置の通知及び報告）

第7条 学長は、産学協働講座等の設置を決定したときは、その旨を速やかに当該部局長に通知し、国立大学法人愛媛大学教育研究評議会に報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 学長は、産学協働講座等の設置を決定したときは、速やかに当該外部機関と、別に定める産学協働講座等設置契約書により契約を締結するものとする。

（存続期間等）

第9条 産学協働講座等の存続期間は、原則として、2年以上5年以下とする。ただし、特に必要があると認める場合は、これを更新することができる。

2 更新する場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

（産学協働講座等の構成等）

第10条 産学協働講座等は、少なくとも教授、准教授又は講師相当者及び准教授、講師又は助教相当者で構成するものとする。ただし、本学の兼任教員のみで構成することはできない。

（産学協働講座等教員）

第11条 産学協働講座等教員は、特定職員、有期契約職員及び招へい教員とする。

2 産学協働講座等教員の名称は、特定職員又は有期契約職員である教員の学内外での呼称に関する申合せのとおりとする。

3 産学協働講座等教員の選考は、国立大学法人愛媛大学教員選考に関する規程に準じて行うものとする。

4 第1項の招へい教員に関し必要な事項は、愛媛大学招へい教員規程に定める。

（産学協働講座等教員の職務）

第12条 産学協働講座等教員は、当該産学協働講座等における研究に従事するほか、当該産学協働講座等における研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

（経費の受入れ等）

第13条 産学協働講座等に係る経費は、当該産学協働講座等が存続する全期間に必要な経費の総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の経費は、産学協働講座等の運営及び教育研究の実施等に必要の人件費、謝金、旅費、施設使用料、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該産学協働講座等に関連して直接経費以外に必要な間接的な経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

3 前項の間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。

（内容等の変更）

第14条 産学協働講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、設置の手続

に準じて行うものとする。

(共同研究の取扱い)

第15条 この規程に定めるもののほか、産学協働講座等で共同して実施する研究の取扱いについては、国立大学法人愛媛大学共同研究等取扱規則の定めるところによる。

(雑則)

第16条 特別の事情によりこの規程に定めるところによることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると本学及び外部機関が認める場合は、本学及び外部機関の合意に基づき別段の取扱いをすることができる。

2 この規程に定めるもののほか、産学協働講座等の設置及び運営に関し必要な事項は、部局長が定め、学長に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

産学協働講座等設置申込書

年 月 日

愛媛大学長 殿

申 込 者

住 所

氏 名

(法人にあつては、代表者の職・氏名)

下記のとおり産学協働講座等の設置を申し込みます。

記

1 産学協働講座等の名称

2 設置目的

3 設置期間

年 月 日～ 年 月 日

4 産学協働講座等の運営経費等

(1) 総額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

内訳 直接経費 金 円

間接経費 金 円

研究料 (共同研究員費) 金 円

(2) 支払い方法

一括払い

分割払い

納入予定時期及び金額

年 月 円

年 月 円

年 月 円

年 月 円

年 月 円

5 その他

産学協働講座等の概要

- 1 設置部局名
- 2 産学協働講座等の名称
- 3 申込み機関  
 機関名：  
 所在地：  
 代表者：氏名（役職）  
 事業内容：
- 4 産学協働講座等の概要（目的及び研究内容等）
- 5 産学協働講座等に要する経費の額

（金額単位：円）

区 分		金 額
○ 年 度	直接経費	
	間接経費	
	研究料（共同研究員費）	
	合計	
○ 年 度	直接経費	
	間接経費	
	研究料（共同研究員費）	
	合計	
○ 年 度	直接経費	
	間接経費	
	研究料（共同研究員費）	
	合計	
全期間合計		

6 産学協働講座等の用に供する設備及び施設

区分	施設の名称	設備		
		名称	規格	数量
愛媛大学				
外部機関				

7 産学協働講座等の設置期間

年 月 日～ 年 月 日

8 研究体制

区分	氏名	所属・職名	本研究における役割
愛媛大学	※		
外部機関	※		

(注) 1. 研究代表者の氏名に※を付すこと。また、兼任教員には氏名に△を付すこと。

9 産学協働講座等の教育研究領域の概要(カリキュラムを含む。)

(注) 該当する場合の記入。

10 現有組織の構成状況及びそれらに照らした当該講座の受入れの必要性

(1) 現有組織の構成状況について

(2) 産学協働講座等設置の必要性

## 別紙様式第3号

履 歴 書	
氏 名	
年 齢 (就任する年度の年 度末年齢を記載)	歳
学 歴 等	
年 月	事 項
職 歴	
年 月	事 項
学会及び社会における活動等	
年 月	事 項
賞 罰	
年 月	事 項
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	氏 名

(注)

- 「学歴等」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。

別紙様式第4号

就 任 承 諾 書

年 月 日

愛媛大学長 殿

氏 名

私は、愛媛大学〇〇〇〇〇産学協働講座／産学協働部門担当の教員として 年  
月 日から就任することを承諾します。